

## 宮城県農業経営改善計画認定要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「省令」という。）及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、宮城県が行う農業経営改善計画の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

### (申 請)

第2条 県内の2以上の市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者であって、農業経営改善計画を作成し、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、認定を受けようとする日の1ヶ月前までに、農業経営改善計画認定申請書（以下「認定申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて知事へ提出するものとする。

(1) 農業経営改善計画の認定に係る個人情報取り扱いについて（別記様式第1号）

(2) その他知事が必要と認める書類

2 認定申請者は、認定を受けた農業経営改善計画を変更する場合は、変更しようとする日の1ヶ月前までに、認定申請書を知事へ提出しなければならない。

3 認定申請者は、省令第15条の規定により定められた有効期間の満了後においても、再び農業経営改善計画の認定を受けようとする場合は、有効期間の1ヶ月前までに認定申請書を知事へ提出しなければならない。

4 認定申請書の提出窓口は、別表のとおりとする。

### (市町村への意見聴取)

第3条 知事は、認定申請書を受理したときは、別記様式第2号により関係市町村の意見を聴くものとする。

2 前項の規定により意見を求められた関係市町村は、法第12条第5項に規定する要件に則して適当か否かを判断し、別記様式第3号により知事に意見を述べるものとする。

### (認 定)

第4条 知事は、法第12条第5項に規定する要件のほか、前条の規定により関係市町村から聴いた意見を踏まえて、農業経営改善計画の認定を行うものとする。

### (標準処理期間)

第5条 認定に要する標準処理期間はおおむね1ヶ月とする。

### (認定の通知)

第6条 知事は、法第12条第1項の認定（法第13条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を行ったときは、農業経営改善計画認定書（基本要綱参考様式第3—1号）により当該認定申請者に通知するとともに、別記様式第4号により関係

市町村及び宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）その他関係機関に認定した旨を通知するものとする。

- 2 知事は、法第 12 条第 1 項の認定をしなかったときは、農業経営改善計画不認定通知書（別記様式第 5 号）により当該認定申請者に通知するとともに、別記様式第 6 号により関係市町村及び宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）その他関係機関に対しその旨を通知するものとする。

（認定の取消しの通知）

第 7 条 知事は、法第 13 条第 2 項の規定により法第 12 条第 1 項の認定を取り消したときは、農業経営改善計画取消通知書（別記様式第 7 号）により法第 12 条第 1 項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）に通知するとともに、別記様式第 4 号により関係市町村及び宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）その他関係機関に対しその旨を通知するものとする。

- 2 認定農業者は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画を取り消す必要が生じたときは、農業経営改善計画取消申出書（別記様式第 8 号）により、知事に申し出なければならない。

- 3 農業振興課長又は各地方振興事務所農業振興部長は、前項の規定による申出があったときは、内容を確認した上で受理し、別記様式第 9 号により当該認定農業者に対して通知するとともに、別記様式第 10 号により関係市町村及び宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）その他関係機関に対しその旨を通知するものとする。

（その他）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 12 月 21 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 この要領は、令和 3 年 6 月 7 日から施行する。
- 2 この要領の施行前にされた農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、同条第 2 項及び同条の 2 第 3 項の規定に基づく認定、変更、取消及び意見聴取については、なお従前の例による。

この要領は、令和 5 年 9 月 29 日から施行する。

別表

営農する又は営農しようとする2以上の市町村の区域が、 下表に掲げる2以上の区分に該当する場合	宮城県農政部農業振興課
営農する又は営農しようとする2以上の市町村の区域が、 下表に掲げる1つの区分にのみ該当する場合	下表に掲げる区分に対応した申請窓口

区分	営農する又は営農しようとする市町村	申請窓口
①	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	大河原地方振興事務所 農業振興部
②	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村	仙台地方振興事務所 農業振興部
③	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	北部地方振興事務所 農業振興部
④	栗原市	—
⑤	石巻市、東松島市、女川町	東部地方振興事務所 農業振興部
⑥	登米市	—
⑦	気仙沼市、南三陸町	気仙沼地方振興事務所 農業振興部